セーフティネットとしての生活保護から ベーシック・インカムへ

岩 本 希

セーフティネットとしての生活保護からベーシック・インカムへ

From Public Assistance to the Basic Income as Safety Net

岩 本 希

はじめに

日本では、国民の生活は生存権によって保障されるとされている。日本国憲法第25条は国民の生存権を保障し、私たちが経済的に自立した生活を送ることができなくなったとき、生活保護という公的扶助制度によってその生活が保障される。生活保護の受給世帯数は、2011年4月時点で146万2,197世帯、受給人数は202万1,412人で過去最高であると厚生労働省は発表した。

生活保護制度は施行されてから今までに一度も抜本的改正が為されておらず、社会福祉 基礎構造改革の際もその対象にはならなかった。生活保護制度は、利用することがまるで 恥であるかのように利用しにくい制度という 印象があり、厳しいミーンズテストを受け、 制度を利用する際にスティグマが伴っている ことは指摘され続けても改善されることはない

2010年に指定都市市長会が提出した「社会 保障制度全般のあり方を含めた生活保護制度 の抜本的改革の提案」により、生活保護制度 の抜本的改革の議論が深まっているが、同改 革案は事実上の有期保護を提言しているとし て、日本弁護士連合会は改正案に対する意見 書を提出した。制度改正を行う際には、当事 者の実態に即していない、当事者の意見を取 り入れないという側面を有していることがあ るが、同改革案においても当事者の意見を反 映するものにはなっていない。 拡大する貧困に生活保護制度は対応しきれておらず、保護受給者数の抑制という誤った対応により、貧困に苦しむ人々の数は統計として表れている以上に存在すると考えられる。なぜ、国民の生活を保障するための生活保護制度であるはずなのにその保障が行き渡らないのだろうか。抜本的改正が為されないまちの年以上が経過した現行の生活保護制度では、もはや国民の生活を保障することは不可能なのではないだろうか。「潜在的な貧困者」の存在という問題も明らかになっている今、選別的救済、あるいはセーフティネットの上を這って生活させるような制度では、国による国民の生活保障が成り立っているとは言い難い。

本稿では、わが国における貧困者、生活保護制度・受給者の移り変わり、実態を把握した上で、近年議論が活発になりつつあるベーシック・インカム(以下、BI)という考え方を提示する。

生活保護制度では解決され得ないわが国の 貧困に対して、BIの効果と、期待される可 能性について検討し、新たな社会保障のあり 方を講じるための切り口としたい。

1. 貧困の拡大

(1) 相対的所得貧困の増加

厚生労働省によれば、2006年時点で国民の 15.7%、約2千万人が相対的所得貧困という 状態である(資料:厚生労働省2009年10月 「相対的貧困率の公表について」)。

厚生労働省が国民生活基礎調査のデータをもとに推計した結果では、所得がその世帯の生活保護基準に満たない世帯は、2007年時点で全世帯のうちの12.4%を占めていることがわかる。ただし、生活保護を受給するためには、所得が低いだけでなく、保有している資産に関する要件がある。預貯金が最低生活費ーケ月未満という厳しい要件を考慮しても、生活保護の対象となりうる世帯は全世帯のうちの4.8%という多さである。2007年時点でも、本来、250万世帯が生活保護の対象となるはずである。

その中で実際に生活保護を受けている世帯 は、保護の対象となりうる世帯のうちの32.1% のみである(図表1)。生活保護の対象となりうるのに生活保護を受給せずに生活保護未満の暮らしをしている低所得世帯が膨大に存在するという現状がある。

生活保護受給者だけでなく、相対的所得貧 困者も増加していることから、国は貧困を防 ぐことも貧困から救済することも十分に行え ていないことが明らかである。

(2) 第1のセーフティネットの機能不全 一非正規雇用の拡大—

わが国の20世紀最後の10年は、バブル経済 崩壊による「失われた10年」と言われたが、 その後遺症として長引く経済不況や不良債権 処理の遅れなどによって、失業や不安定雇用

図表1 生活保護基準未満の低所得世帯数の推計(%)

全世帯	低所得世帯率	所得のみ	資産を考慮
		12.4	4.8
	保護世帯比率	所得のみ	資産を考慮
		15.3	32.1
単身高齢者世帯	低所得世帯率	所得のみ	資産を考慮
		24.2	10.1
	保護世帯比率	所得のみ	資産を考慮
		29.5	50.0
母子世帯	低所得世帯率	所得のみ	資産を考慮
		63.1	30.2
	保護世帯比率	所得のみ	資産を考慮
		16.0	28.5

基礎データ : 2007年国民生活基礎調査

生活保護基準:生活扶助+教育扶助+高等学校等就学費 資産を考慮:①貯蓄現在高が、最低生活費1ヶ月未満

(保護開始時の要否判定基準)

②ローン付き住宅を保有しない

保護世帯比率:低所得世帯数に対する被保護世帯数の割合

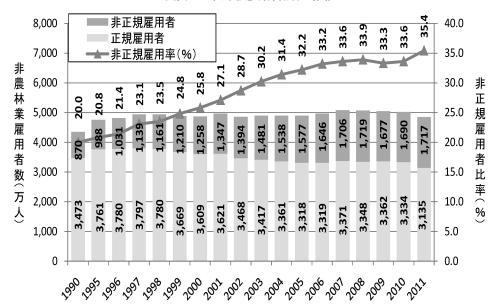
(出所) 厚生労働省社会・援護局保護課(2010年4月9日)より作成

が大きな問題となった。さらに社会・経済構造改革の名の下に、大規模なリストラが行われた。働き盛りの雇用労働者もその対象となり、学卒者でも正規雇用ではない不安定就労を強いられるなど、雇用の不安定化・流動化が加速した。さらに2008年には「リーマン・ショック」というアメリカ発の恐慌に襲われ、その頃から「派遣切り」が進行し、正規労働者までもが大量に解雇された。また、新卒採用者の「内定切り」や「自宅待機」という言葉もよく耳にするようになった。

1986年に労働者派遣法が施行されてから雇用状態が変化し始め、1999年からは派遣労働が原則自由化、2004年からは製造業の派遣の自由化が進み、事実上派遣労働者の受け入れに関する制限がなくなった。こうした日本の雇用状態の急激な変化は、非正規労働者の増加という問題をもたらした。

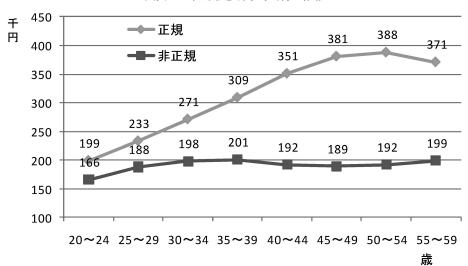
総務省の労働力調査によれば(図表2)、 非正規労働者が全労働者に占める割合は、1990 年では20%であるのに対して、その後2000年 には25.8%、2011年には35.4%に達しており、 全労働者の3割以上が不安定就労層に属する ことになる。

雇用の拡大を目的として進められた規制緩 和により、実際に労働者の数は増え、日本に おいて歴史上例を見ない長期の好景気を経験 した。しかし、神野(2010:4-5)によれ ば、この景気上昇過程で労働賃金は低下し続 け、「生活が苦しい」という国民は増加の一 途をたどったのである。結果として、この規 制緩和により労働に従事できる人が増えたと はいえ、国民の生活の苦しさは軽減されなかっ た。神野(同:6)が指摘するように、「景 気は必ず循環するもので、好景気のあとには 不況を覚悟しなければならないしのだ。派遣 従業員の拡大により増大した非正規労働者た ちは、不況が訪れれば解雇のターゲットとな る。さらに神野(同)は、「必ず訪れる好景 気の終わりとともに、非正規従業員の大量解 雇という地獄絵を見ることは自明の理である」 と指摘している。



図表 2 雇用形態別労働者の推移

(注) 非農林業雇用者 (役員を除く) が対象。 $1\sim3$ 月平均 (2001年以前は 2 月)。 非正規雇用者にはパート・アルバイトの他、派遣社員、契約社員、嘱託などが含まれる。2011年は岩手・宮城・福島を除く。 (出所) 総務省 労働力調査より作成



図表 3 雇用形態別平均所得の推移

(出所) 厚生労働省「平成22年賃金構造基本統計調査(全国) 結果の概況」より作成

非正規労働者は、社会保険や雇用保険、厚生年金などの社会保障制度への加入も難しく、業務上の事故で怪我をしても労災が認められないことが少なくない(大山2008:28)。非正規労働者はその雇用形態が不安定であることから、解雇されやすく社会保障制度へのアクセスも困難であるという存在であり、貧困に陥るリスクを抱えている。非正規労働者は、低賃金での労働を課せられている場合が多く(図表3)、十分な貯蓄や年金保険料の納付が難しいことが考えられる。

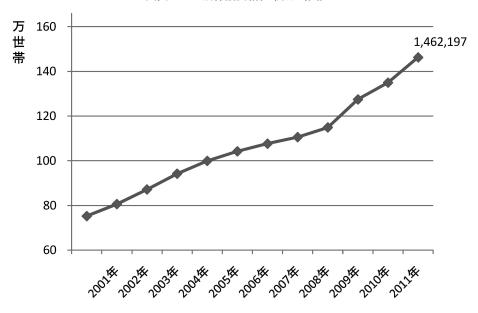
このように、現在は生活が成り立っていたとしても、年金保険料の未納や貯蓄がままならないことにより、高齢期になった際に生活保護受給者となることもある。また、非正規労働者では、雇用保険などのセーフティネットに引っ掛かることも難しいため、非自発的失業をした場合に、最後のセーフティネットである生活保護に直接結びついてしまうこともある。

2. 生活保護の移り変わり

(1) 生活保護受給世帯の増加

近年、生活保護受給世帯数の増加が著しい。 1990年に62万3,755世帯であった被保護世帯 は、その後2年間減少傾向にあったものの、 1993年からは一貫して増加傾向にあり、2009 年に127万4,231世帯となった(厚生労働省大 臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」 より)。その後、今年3月の大震災の影響も あり、2011年4月時点で146万2,197世帯、受 給人数は202万1,412人で過去最高であると厚 生労働省は発表した(図表4)。

わが国には国民の生活を保障するためのセーフティネットが3つ用意されている。第1のセーフティネットとされている社会保険(雇用保険)は、非正規労働者の増加とともにその機能を失いつつある。また、第2のセーフティネットとして、雇用保険が適用されない非正規労働者や失業給付が終了した人を対象として、就業支援を目的に生活資金や住宅入居費などの貸付・支給を行う各種制度もあり、収入がなくなってもすぐ生活保護の利用に至ることはないとされる。しかし近年、実際には訓練生活支援給付制度や年金制度があっても、最後のセーフティネットである生活保護の受給者は増加傾向にある。



図表 4 生活保護受給世帯数の推移

(出所) 厚生労働省「福祉行政報告例」より作成

日本の社会保険は、同じ会社に長期間勤務し、フルタイムで働く「正社員」が加入することを前提に作られてきたが、今や非正規労働者が全労働者の30%を超え、現在の社会保険ではカバーできない労働者が多数存在している。このため、失業して給料が出なくなっても社会保険(雇用保険)が適用されず、生活保護に直接結びついてしまう人が増えているのである。

湯浅(2008)は、本来、「三層であるべきセーフティネットが三段構えになっていない」ことに加え、「非正規労働者にとって3つのネットはワンセットであり、そこから丸ごと排除されている」と述べている。さらに、1つ目のネットから落ちる人は、2つ目も3つ目も素通りしてしまう構造になっていることを指摘している(湯浅2008:31-32)。

受給者が増加し続けるという状況に対して、 ただ単に受給者が増えすぎたことへの対策を 講じようとすれば、その増加をどう制限する か、また、現在の受給者をどう減らすかが課 題となり、誤った対応になってしまう。ここ で注意しなければならないのは、単に生活保 護受給者が増加することが問題なのではなく、 拡大する貧困に生活保護受給者の増加が追い 付いていないということである。先に述べた ように、本来なら保護を受給することができ る水準で生活をしている人も保護を受けず厳 しい生活を強いられているというのがわが国 の現状である。

(2)世帯類型別生活保護受給者の動向

生活保護制度は傷病を理由として利用する 制度ではなく、生活困窮を理由として利用で きる制度であることは承知の通りであるが、 実際は傷病や高齢であることを介して保護が 行われることが多い(図表 5)。

傷病・障害による保護受給者については合算であるが、一貫して増加傾向にあることがわかる。傷病者世帯は、一時的に就労が困難になった人の場合は医師による判断で就労可能となれば、保護が打ち切られることがある。しかし、再就職が難しく、経済的自立が達成されていないにも関わらず保護を受けられな

図表 5 世帯類型別推移

(出所) 厚生労働省「福祉行政報告例」より作成

いので潜在的貧困者となる可能性がある。

母子世帯は微増ではあるが、ほかの世帯と 比較してほとんど増えていない。母子世帯に 関しては、2005年度から母子加算の段階的削 減が実施され、2009年3月に母子加算は廃止 となった。しかし、布川(2011)によれば、 母子加算の廃止によって「母子世帯の貧困は 子どもの貧困という視点から社会問題となり | (布川 2011:18)、議論の末、同年12月1 日から母子加算が復活する旨の告示が公布さ れた。そして2010年4月以降も母子加算の継 続が決定された。母子加算が段階的減額・廃 止されている間、ひとり親世帯就労促進費等 の給付が行われた。そもそも、母子加算の廃 止は母子家庭の母親に対する就労を促進する ことを目的としていたものである。廃止の動 きから比較的短い期間での復活となったが、 母子世帯の保護受給世帯が非常に微増である ことから、母子加算復活後も母子世帯の母親 に対する就労促進の強化は進められていると 考えることができる。

2008年以降、急増したのは「その他の世帯」である。その他の世帯には、失業者や低賃金

労働者などの就労可能な保護受給者も含まれている。布川(同)によれば「『年越し派遣村』以降、大都市で生活保護の運用が変わったことの表れ」である。各地において反貧困、生活保護支援グループによる生活保護申請の援助を行った結果、生活保護を受給できた人が増えた。生活困窮者が一人で申請に行く場合と支援者が同伴する場合とで、申請者を保護するための条件に変化があるわけではないが、このように同伴者がいると申請を受け入れてもらえる可能性が高くなることが言える。

そしてとくに著しく増加しているのは高齢者世帯である。2008年から2010年の間だけでも7万5千世帯増加している。布川(2011)は、「今後、低年金・無年金の高齢者が増えるので、受給者は一層増加していく」と述べ、今後の高齢者に対する所得保障について一層の議論が求められると考えられる(布川2011:17)。

また、高齢者世帯に関しては、生活保護と 国民年金の比較からも高齢被保護世帯が増加 していることへの関係性が考えられる。

2010年度を基準にすると、国民年金の老齢

基礎年金は満期の40年間、保険料(保険料は2010年度で1万5,100円)をかけて支給額は月額約6万6,000円である。一方、最も支給基準の高い東京23区(1級地-1)で65歳の単身者が受け取る生活保護費(2010年度)を試算すると、住宅扶助の上限5万3,700円を含めて13万3,230円を受け取ることができる。当然、年金制度とは異なり、保険料の納付は不要であるし、医療費負担もない。

このように、生活保護と基礎年金の額はす でに逆転し、生活保護のほうが40年間保険料 を支払った満額年金より高くなっている。し かも、この基礎年金から介護保険料などが天 引きされ、場合によれば手取りは40年加入の 満額でも月額5万円を切る状態になってしま う。年金をもらっていても、その額が生活保 護よりも少なければ本来は生活保護を受ける ことができる。駒村(2009:139)はこの点 について、このまま高齢化が進み高齢者の総 数が増えていけば、高齢の生活保護受給者が 今後ますます増えていくであろうと指摘して いる。政府が生活保護と年金は根本から性格 が違うのだから安易に比較すべきではないと 述べていることに対して駒村(同)は否定し ている。駒村(同)によれば、「低所得者は 総じて資産など多くなく、また、現在のフリー ターや非正規労働者の先頭グループではすで に40歳代に突入していて、もともと資産形成 などできなかった彼らにとっては資力調査が 生活保護受給への実質的な抑止効果にはなら ない」とされる。

生活保護受給者を世帯類型別に見ても、その増加をいかにして抑制するかに視点が置かれた議論や制度改正が行われていることがわかる。今後、世帯類型別に個々の特徴を考慮した生活保護改革が必要であるのではないだろうか。

(3) 抜本的制度改革案

現行の生活保護法は、1950年の制定以降、

60年以上が経過した。その間に、日本は高度 経済成長を遂げ、1990年前後のバブル経済と その崩壊を経て長い低迷の時代に入った。働 き方も年功序列・終身雇用から、能力主義・ 流動化へと移行し、派遣労働という新しい雇 用形態も生まれた。本田(2010)は、「その ような社会変化の時代を経ても、生活保護法 は一度も抜本的改正が為されておらず、社会 の現状に対応していない」と述べている(本 田2010:32)。

現在、生活保護制度の抜本的改革に向けて 議論が成されている。2010年10月20日、指定 都市市長会から「社会保障制度全般のあり方 を含めた生活保護制度の抜本的改革の提案」 (以下、改革案)が出された。改革案では、 生活保護はナショナル・ミニマムとして国の 責任において実施すべきだと述べていると同 時に、医療費の一部負担を提案として掲げ、 有期保護という言葉を避けていながら実質的 に有期保護の導入も提言されている内容となっ ている。改革案に対し、2011年7月に日本弁 護士連合会は意見書を提出し、「保護受給者 の就労自立を名目として有期保護を導入する ことは許されない」と指摘している。

生活保護受給者は、すべての者が稼働能力を有しているとも限らない。すでに見たように、傷病や高齢の生活保護受給者が多数で、就労自立が極めて難しいと考えるべきである。実際には稼働能力を有していても、具体的に稼働能力を活用できる場がないことや、重度とまではいえないが就労が困難となる障害や傷病を有する者等についても、一括して稼働能力不活用を名目として保護を停廃止することにつながりかねないのではないだろうか。

また、稼働能力の意思の判断の仕方に偏りが出てしまい、本来稼働能力の不活用とはいえない保護受給者について、3年あるいは5年の期限が来たことを理由として、次々と停廃止をする動きとなるのではないだろうか。布川(2011)によれば、「稼働能力不活用を

根拠とした保護停止・廃止」という運用は誤り」で、保護の停廃止の正当な判断は「指導指示に反したかどうか」で成されるべきであり、そもそも、「文書指示にいたるまでの就労支援、就労指導が適切であったのかが問われ」なければならないのである(布川2011:22)。

有期保護を制度化すると、期限切れにより 強制的に保護を打ち切られ、自立したとされ る者が増え、生活保護受給者数は減少するか もしれない。しかし、それは自立が達成され たのではなく、実際には期限が来て保護を打 ち切られても自立できる保証はない。そうし て生活保護受給者数の増加が抑制され、解決 されない貧困問題はさらに潜在化していくの ではないだろうか。そもそも、制度改正を行 うには、現状を把握し当事者の実態に即した 制度への改正が必要である。しかし多くの場 合、当事者なしに議論を進められるのが現状 であるが、それは間違いである。

制度は国民の生活を苦しめるために存在するわけではなく、また、制度改正も同様に国 民の生活をより苦しめるために為されるもの ではない。当事者の声を反映させ、より国民 の生活に寄り添った制度であるよう、改正案 は当事者とともに議論が展開されるべきであ る。

3. 生活保護制度からベーシック・インカムへ

日本の貧困者救済政策を代表する生活保護制度は、その受給者の増加や貧困の拡大に追いつかない制度の現状等により、生活保護制度改正、あるいは社会保障制度改革の必要性が問われている。現行の生活保護制度は最後のセーフティネットとして、就労による収入で経済的自立生活が困難になった者に対し、救済する、あるいは生活の術を与えるというものである。しかし生活保護のイメージとし

ては、2つのセーフティネットに引っ掛かることなく3つ目のセーフティネットに受け止められた者は、その安全網上での生活(=最低生活)は保障されるが、トランポリンのように跳ね返って自立生活を送ることができるようになるのは難しいものであると考えられる。

そのような状況の下、最近とくに注目を集めるようになったのが BI である。貧困の広がりや経済危機の進行を前にして、「新しい社会保障、社会政策や経済政策の可能性を拓くものとして BI 構想への関心が高まり、現在では多くの人が BI を語り始め」(小沢2010:62)、一般市民に向けた BI 講演会等も行われている。

BIとは、給付対象をすべての個人とし、無条件で定期的に定額の支給を行うというものである。菊地(2008)によれば、「BI は極めて単純明快な給付であり、実現すれば貧困は撲滅されるとともに、給付の管理システムも現行の社会保険ほど複雑かつ高コストなものである必要がなくなるため、近年議論されている有効な所得保障の手段」といえる(菊地2008:115)。

本章では、生活保護制度における問題点を 指摘し、BIの考え方ではいかにしてその問 題を解決し得るのか検討していく。

(1) 不正受給の増加と保護の適正化

生活保護受給者のなかには、年金収入があることを隠したり、働いて得た収入を過少申告したりして、いわゆる不正受給をしている人がいることが発覚することが少なくない。厚生労働省によると、2003年度における不正受給件数は9,264件で、その後一貫して増加し、2009年度では19,726件にまで上っている(資料:厚生労働省「生活保護制度の現状等について」2011年5月30日)。

生活保護ケースワーカーは、定期的な家庭 訪問や毎月変動する保護費の計算に加えて、 持ち込まれる難しい問題への対応を迫られ、 さらに新たに生活保護を申請する人への相談 や、申請後の調査も行わなければならない。 一人あたりの業務が多く、普段の実務のなか で不正受給を見つけることは容易ではない。

こうした状況のなか、不正受給が見つかれば「審査があまい」、「怠慢だ」などと非難されるのは福祉事務所である。大山(2008)は、「『より一層の指導の徹底が求められる』と現場の責任を追及され、ならば不正受給を目的としていそうな人にはなるべく制度を利用させないように厳しくしようと、『保護の適正化』のために厳格な審査を行うようになっていった」と説明している(大山2008:64-65)。

生活保護は、厳しい審査をクリアする人だけが受給することができるものであり、本当に生活に困窮している人に支給されるべきものである。しかし、実際には、先に述べたように生活保護を受給せずに生活保護基準以下の生活をしている人も多数存在しているのにも関わらず、不正受給という「保護費が必要と判断されるべきではない人」に支給されるなど、多くの矛盾が生じている。

その点についてBIは所得や就労状況にかかわりなく、すべての人を対象にするという考え方から、不正受給の問題が解消されると同時に不当な扱いを受けることはなくなる。また、生活保護のように担当ケースワーカーによる継続的な家庭訪問・生活指導や審査コストの削減にもつながる。生活保護受給者の増加に対して生活保護ケースワーカーも増やされるべきであるが、それと同時に審査コストも当然に増える。審査に要する費用も税金でまかなわれるため、保護費として給付できるはずの資金が審査コストとなって消えてしまうのは非効率である。このような視点からも、BIは効率性があると考えることができる。

(2) 生活保護受給による恥辱感(スティグマ)

生活保護制度は、国が定めた社会保障制度であり、その申請は「生きていくために必要な援助の申請」(新田2009:39)と言い換えることもできる。国の責任において生存権を保障し、国民には制度を利用する権利があるのにも関らず、メディアに映し出される生活保護は「不正受給」や「水際作戦」、「餓死事件」などという暗い印象を与えることが多い。大山(2008)は、「繰り返される報道のなかで、『生活保護=悪』あるいは暗い、怪しい、後ろ暗い、不正めいたといった強い負のイメージがつきまとっている」と述べている(大山2008:75)。

生活保護に対する国民の批判意識についても問題である。先にも述べたが、生活保護は国民の権利である。しかし、その受給者に対して「人の税金で飯を食っている」「働かざる者食うべからず」「保護費で遊んでいる、贅沢をするな、保護を打ち切れ」というように揶揄する言葉を見受けられることもある。そのような、生活保護に対する世間の印象からも、実際にはそうではないのに、生活保護を受けていることは恥ずかしい、周りに知られたくないという心理を働かせることになる。

また、生活保護を受けるためには収入や資産、親族関係などプライバシーの公開が必要となる。支給にあたっては、援助してくれる親族はいないのか、本当に働くことができないのか、本当に資産や収入がないのか、必要な場合に調査が行われる。

資産調査では、収入や貯金、住宅や車があるかなどすべて調査される。認められる貯金額は生活保護の基準額の半月分であり、車の所有については山間僻地に住む人等、一部例外を除いては原則認められない。

不正受給をなくすために、資産調査自体は 必要なものである。しかし、生活保護の申請 をすれば、親や兄弟姉妹、子ども、配偶者に 対して、保護申請者を扶養できないかという 通知が福祉事務所から届く。また、民法第877 条において3親等内の親族に対しても扶養の 義務を負わせることができるとされている。 生活保護を受給するためには、親族による扶 養放棄が必要になる。先に述べたように本来 は不必要であるはずの生活保護に対する恥辱 的な感情、印象等は、保護申請者本人のみな らず親族にもなんらかの影響を与えていると 考えることができる。

繰り返しになるがBIはすべての人に、審査なしに定期的に給付されるため、親族関係やプライバシーの公開、資産・稼働能力の調査などを経ずに、誰にでも支給される。「普遍主義的な無条件給付」という性質があるため、福祉に依存しているという受給者の恥辱感(スティグマ)から解放されると考えられる。また、「世帯単位」である生活保護と異なり、BIは「個人単位」であるため、家族への依存をなくしたり、個人の自立を促す効果も期待できるのではないか。

(3) 労働意欲の阻害

BI 批判で必ず出てくるものが、「労働意欲の阻害」である。働かなくても生活ができるようになってしまい、働かない人が増えて経済がまわらなくなるのではないかという疑問や批判はあって当然である。しかし、ここでは労働意欲を阻害するのは BI ではなく生活保護であるということを示したい。

生活保護は、一度受給を開始すると自立という形で保護から脱却するのは難しい。それは、受給者自身の労働意欲の欠如が原因なのではなく、生活保護の仕組みが労働意欲を阻害していると考えることができる。

たとえば、生活保護で月に10万円を支給されている人(以下、Aとする)がいるとする。 Aが、生活保護から抜け出すために就労をし、 月に11万円を稼ぐことができる労働を開始すると、生活保護基準を上回るので保護は廃止 となる。しかし、保護が廃止となれば、保護 を受けていた期間は免除されていた医療費負担や保険料の支払い等が復活する。収入額は保護費を上回っていても、各種支払いの義務を果たすと手元に残る額は生活保護費よりも少なくなってしまうということがある。そのようなことが要因となり、生活保護受給者は就労することよりも保護を受け続けたほうが安定した生活を送ることができてしまい、就労意欲を阻害され、保護から脱出できないと考えることもできるのである。

もう一度、Aを例にして考えてみたい。例えばBIで月に5万円が支給されているとする。Aは先ほどと同様、就労をして月11万円分の労働をしたとする。すると当然のようにBIの5万円と、労働した分の11万円が加算されて月に16万円の収入を得ることができる。このように、生活保護と比較して考えると、生活保護よりもBIのほうが労働意欲を阻害されることなく、経済的自立に近付くと考えることができる。BIによって、最低限の衣食住の充足が保障されれば、あとは個々人の生活状況に応じて必要な労働をし、自らの生活設計を行うことができるのである。

以上のように、生活保護制度において指摘される問題は、BIで解決することが可能である。BIは雇用と社会保障を切り離し、所得保障を独立的におこなっていく制度である。そのため、賃労働以外の文化的な活動に集中するなど、「自由な生活の選択」が可能になる。

BIは、日本における生存権、つまり「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」ことを保障することができるのではないだろうか。

おわりに

日本における貧困、生活保護の現状は日々深刻化しているといえる。ここ数年の間に、 生活保護改革、年金改革、さらに子ども手当 など、多くの制度の検討や改正案が出されるなど、国民の生活保障、とくに経済的側面に対する保障をいかにして行うかという議論が活発になされるようになった。ただでさえ多くの課題があるとして制度改正に向けた動きが必要とされている中、今年3月に起きた予期せぬ大震災の影響により、わが国の社会保障制度の今後の行方はさらに混迷するのではないだろうか。

東日本大震災による地域のつながりの弱体 化や労働の消失、生活不安に対して、宮本 (2011:22) は、「ここ15年ほどの間に、人々 の雇用が急速に不安定化し、また家族や地域 のつながりが弱体化したことは指摘されてい た。今回の震災の衝撃が大きいのは、すでに 社会的な変化のなかで進行していた雇用と生 活の危機が、自然災害を契機にさらに根本か ら揺さぶられることになったことによる。」 と述べている。さらに宮本(同)は、「日本 社会はすでに内部疾患が拡がっていたところ に、大きな外傷を負ったのである | と表現し ている。また、今後の課題として、駒村 (2011:57-58) は「職業にかかわらず一体 化された社会保障制度の確立とセーフティネッ トの強化・修復が求められる」と述べている。

現状は深刻であると述べた生活保護であるが、それはもはや生存権を保障しているとはいえない。生活保護制度の充実のためには、国民の権利としての生活保護制度を利用しやすく、それでいて生活保護に依存するのではなく、自分の力で生活ができるようになるまで必要な支援が受けられる制度への改正が必要であろう。このような生活保護の在り方を大山(2008:215)は「プチ生活保護」と述べている。

しかし、先の見えないわが国の貧困問題、 国民の生活不安や生活保護制度における間違いだらけの抜本的改正案など、国民の生活や 生活保護受給当事者の現状に即していない制度が次々と試されては改正あるいは廃止の動 きとなることが繰り返されるだけで、解決に 至ることは極めて難しいと考えられる。

日本において、事実上廃止となることが決定された「子ども手当」の導入は、国民からも支持されていたが、導入後も議論が進められた結果、制度改正がなされ、事実上廃止の動きとなってしまった。子ども手当は、年齢制限こそあるものの、部分的BIであると考えることもでき、一時は日本においてもBIの類似制度が導入されたと考えてよい。

日本において部分的 BI ではなく、完全な BI として導入するには、財源の検討やモラル・ハザードの問題、社会サービス構想をいかなるものとするのかなど、多くの課題がある。しかし、それ以上に、BI には生活保護が抱える問題をカバーすること以外にも期待される可能性や効果があると考える。その中の一つとして、ジェンダーからの解放という効果を発揮し得る可能性について提示したい。

女性(とくに既婚者である女性)は家事労働に従事することが多い。また、出産後に育児に費やす時間は、男性よりも女性のほうが長くなる場合が多い。しかし、家事労働や育児には賃金が支払われることはない。このような、アンペイドワークと言われる労働に従事することが多い女性に対する報酬として、BIが効果を発揮するのではないのだろうか。

1970年前後のイタリアでは「家事労働に賃金を!」というスローガンが唱えられた。この主張は、すべての人に所得を保障する BI の主張に繋がっていった(山森2009:66)。女性の家事労働は、日本だけでなく世界の各地で、無償で行われているものである。男性と女性の所得に差が生じるのは、このような問題も関係していると考えられる。無償の家事労働に従事する女性に対する労働対価としての BI を支給することは、ジェンダーからの解放という可能性をもつことも期待できるのではないだろうか。

日本における BI 論者の第一人者として知

られる小沢修司は、「実現が難しいとはいえ、 日本において BI は実現できるし、実現すべきであるし、むしろ実現しなくてはならないものだ」と強く主張している(『反貧困ネット北海道・2011年度連続学習会その2 「反貧困」とベーシック・インカム~3・11後の日本のビジョン~』2011.8.23、小沢修司氏の講演より)。

現在は過去に例を見ないほど多くの国民が 貧困状態にある。生活保護受給者数の増加だ けではなく、潜在的な貧困者にも対策の目を 向けなくてはならない。この状況から抜け出 すには、BIという従来と違う形での生活保 障施策を実現する必要性が強く感じられる。 日本へのBIの導入により、所得が保障され ることだけでなく人々が健康で文化的な生活 を送ることができる社会へ大きく近づくので はないだろうか。

参考文献

- ・江口英一(1981)『社会福祉と貧困』法律文化 社.
- ・平松 茂 (2009) 『Q&A 貧困とセーフティネットの基礎知識』 明石書店.
- ・布川日佐史 (2006)「第1章 生活保護における自立支援の展開の検証」7-8、布川日佐史編『利用しやすく自立しやすい生活保護自立支援プログラムの活用①策定と援助』山吹書店.
- ・布川日佐史 (2011) 『現代日本の貧困と生活保護の課題 (特集 指定都市市長会「生活保護制度の抜本的改革の提案」の検討)』賃金と社会保障,1531号,15-23.
- ・本田良一(2010)『ルポ 生活保護 貧困をな くす新たな取り組み』中公新書.
- ・池田和彦、砂脇 恵 (2009) 『公的扶助の基礎 理論 現代の貧困と生活保護制度』ミネルヴァ 書房.
- ・岩田正美 (2004)「第5章 貧困になるリスク・ 貧困であることのリスク」125-158、橘木俊部 編『リスク社会を生きる』岩波書店.
- ・岩田正美(2007)『現代の貧困』ちくま新書.

- ・岩田正美 (2008) 『社会的排除 参加の欠如・ 不確かな帰属』有斐閣.
- ・神野直彦(2010)『「分かち合い」の経済学』 岩波新書。
- ・金澤誠一 (2009)『「現代の貧困」とナショナル・ミニマム』高菅出版.
- ・菊地英明(2008)「第5章 ベーシック・インカム論が日本の公的扶助に投げかけるもの就労インセンティブをめぐって」115-133,武川正吾編『シリーズ・新しい社会政策の課題と挑戦第3巻 シティズンシップとベーシック・インカムの可能性』法律文化社。
- ・喜成清重(2009)『貧困―あなたは「貧困」で ないと言えますか―』日本加除出版.
- ・小林栄明(2009)「第3章 近代国家を超える 貧困問題:貧困研究と政治学」97-128、下村 恭民・小林栄明編、『貧困問題とは何であるか 「開発学」への新しい道』勁草書房.
- ·駒村康平(2009)『大貧困社会』角川新書.
- ・駒村康平(2011)「東日本大震災と新しい社会 経済システム、社会保障制度」52-63、財団法 人全国勤労者福祉・共済振興協会『緊急提言 集 東日本大震災 今後の日本社会の向かう べき道』
- ・ 久保田貢 (2010) 『貧困問題入門 人として生 きるために』 平和文化.
- ・宮本太郎 (2008) 『福祉政治 日本の生活保障 とデモクラシー』 有斐閣.
- ・宮本太郎 (2010) 『生活保障 排除しない社会 へ』岩波新書.
- ・宮本太郎(2011)「震災復興と雇用の再構築」 22-30、財団法人全国勤労者福祉・共済振興協 会『緊急提言集 東日本大震災 今後の日本 社会の向かうべき道』
- ・新田ヒカル・星飛雄馬(2009)『やさしいベーシック・インカム 貧困のない社会を実現する理想の社会保障』サンガ.
- ・野上裕生(2009)「第1章 社会科学としての 貧困研究 貧困問題と経済学の出会い」25-59、 下村恭民・小林栄明編、『貧困問題とは何であ るか「開発学」への新しい道』勁草書房.
- NPO 法人 POSSE『特集 マジでベーシック・インカム!?』 POSSE、vol. 8, 13-17.
- ・大山典宏 (2008) 『生活保護 VS ワーキングプ ア 若者に広がる貧困』 PHP 新書.
- ・小沢修司 (2010)『ベーシック・インカムと社会サービス構想の新地平―社会サービス充実

- の財源はある』現代思想, vol. 38-3, 62-69.
- ・佐藤 仁 (2009)「序章 貧しい人々は何をもっているか:展開する貧困問題への視座」1-24, 下村恭民・小林栄明編,『貧困問題とは何であるか 「開発学」への新しい道』勁草書房.
- ・下村恭民(2009)「終章 貧困問題とは何であるか:開発学への新しい道」259-277,下村恭 民・小林栄明編,『貧困問題とは何であるか 「開発学」への新しい道』勁草書房.
- ・杉村 宏 (2010)『人間らしく生きる 現代の 貧困とセーフティネット』左右社.
- ・山森 亮 (2009)『ベーシック・インカム入門 無条件給付の基本所得を考える』光文社新書.
- ・湯浅 誠(2009)『反貧困「すべり台社会」からの脱出』岩波新書.